

負担軽減措置等の証明書

事業主の方へ

1. 負担軽減措置について

負担軽減措置とは、事業主が勤労者の財産形成（持家取得）に協力し、その促進を図るという財形法の趣旨に基づき、財形貯蓄という自助努力をしている勤労者の住宅取得について事業主が行う一定の経済的援助をいいます。

機構の財形住宅融資は、事業主がこの負担軽減措置を勤労者に実施することが条件になります。具体的には、本証明書の①に記載されている措置を行うことをいいます。

2. 証明書発行にあたっての留意事項

- この証明書は、独立行政法人住宅金融支援機構の財形住宅融資の申込みに必要な書類です。
- この証明書の発行者は事業主（申込者の勤務先）です。
証明者の例：民間企業・・・本社・本店→役員、部長など 支店・営業所など→支店長、営業所長など
公務員・・・本庁→部長など 本庁以外→機関の長など
- 以下の①及び②の事項について該当する番号を○で囲み、事業主の名称等を記入の上、社印または公印を押印してください。

①負担軽減措置についての証明

* 該当する番号を○で囲んでください。

* 住宅のリフォームの場合は、証明の必要はありません。

（「②独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形転貸融資または共済組合等の財形住宅融資を受けられないことについての証明」欄のみの証明で結構です。）

従業員（財形住宅融資申込者）の負担を軽減するために事業主（勤務先）が行う措置

1	住宅手当を5年以上の期間にわたって支給すること。
2	機構の財形住宅融資または金融機関等からの住宅融資の割賦償還金に対して5年以上の期間にわたって 利子補給 すること。
3	低利または無利子の資金の融資 を5年以上の期間にわたって行うこと。
4	機構の財形住宅融資または金融機関等からの住宅融資の割賦償還金に対して5年以内に 利子補給を一括 して行うこと。
5	住宅または住宅用の宅地（借地権を含みます。）を通常の譲渡価額から 一定額を控除して譲渡 すること。

注1）負担軽減の額は、具体的には次の額以上であることが必要です。

1、2及び3の措置の場合・・・毎年、機構の財形住宅融資の融資額の1パーセントに相当する額（その額が3万円を超えるときは3万円（月額2,500円）以上の額）

4及び5の措置の場合・・・機構の財形住宅融資の融資額の5パーセントに相当する額（その額が15万円を超えるときは15万円）以上の額

2）1の「住宅手当」については、住宅に関する負担を軽減するものであれば、どのような名称のものであっても差し支えありません。

3）3の「低利」とは、民間金融機関住宅ローンの金利を基準として、1）の額の負担を軽減する金利のことです。

4）1から5までの措置は、以前からある制度でも新たに創設するものでも差し支えありません。

5）退職その他の理由により、財形住宅融資の返済途中で1から5の措置がなされなくなる場合でも差し支えありません。

6）財形住宅融資申込者が非世帯主であるため負担軽減措置を受けられない場合は、世帯主であれば受けることのできる負担軽減措置のうち該当する番号を○で囲んでください。

7）カフェテリアプラン（選択型福利厚生制度）で財形住宅融資申込者が1から5までに相当する項目を選択する予定である場合には、該当する番号を○で囲んでください。

?用語解説

●「利子補給」

利子補給とは、従業員が住宅取得に係る融資を受けたことにより利息の負担を負っている場合、その利息に対して資金補助を行うことです。

②独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形転貸融資または共済組合等の財形住宅融資を受けられないことについての証明

* すべての方について必ず証明してください。

1	勤務先に独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形転貸融資制度がない（公務員の場合は、所属する共済組合等の財形住宅融資制度がない。）。
2	勤務先に1の制度はあるが、やむを得ない事情によりその融資を受けることができない。

独立行政法人住宅金融支援機構 殿			
上記①及び②の証明の内容に相違ありません。			
平成 年 月 日			
融資申込者	住所	氏名	
事業主 (勤務先)	住	都 道 区 市	府 県 郡
	所	(郵便番号)	
	カ	区 町	
	ナ		
名称	支店 支社		
証明者	①		
担当部署	電話番号 () - () - ()	経営形態	1 株式会社 2 特例有限会社 3 個人営業 4 その他

(本証明書は金融機関で保管してください)

(注)「都道府県」、「区・市・郡」、「区・町」、「支店・支社」、「経営形態」の該当するものに○を付けてください。